

分野名	資源循環型社会の構築	施策No.	Ⅲ-3	施策名	廃棄物の適正処理の徹底
目的及び内容	廃棄物の最終処分量を削減するとともに、環境への悪影響が生じないよう廃棄物の適正処理を徹底する。				
分野内における位置付け	最終処分量の削減と環境保全に資する。				
関係法令、行政計画等	循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、資源有効利用促進法、各個別リサイクル法、大阪府循環型社会形成推進条例 大阪府循環型社会推進計画（H24年3月策定、H27年度まで） 大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（H16年3月策定、H28年度まで）				
施策に属する事業及び取組実績	毎年度点検評価対象事業名	取組実績(H23)	取組実績(H24)	取組実績(H25)	
	PCB廃棄物適正処理推進事業	高圧機器処理進捗率 約58→63%(H22→23年末) ☆☆☆	高圧機器処理進捗率 年度末73% ☆☆☆	高圧機器処理進捗率 9月末79%	
	産業廃棄物の不適正処理の根絶	不適正処理件数316件 (前年比92件減) ☆☆☆ (新規事案年度内75%以上解決)	不適正処理件数307件 (前年比9件減) ☆☆☆ (新規事案年度内75%以上解決)		
	最終処分場の安定的な確保等	(評価対象外)	(評価対象外)	フェニックス計画の促進(延命化含む) 堺第7-3区の適切な維持管理	
単年度サイクルの点検評価結果：☆☆☆想定以上/☆☆☆想定どおり/☆☆想定以下(特に改善を要しない)/☆想定以下かつ改善					
	その他の主な事業名	実施年度	主な内容・実績		
	産業廃棄物排出事業者への適正処理指導	H23-25	各種業界団体への説明会等の実施、廃棄物管理票(マニフェスト)報告及び多量排出事業者の処理計画等の活用により、適正処理を指導		
	放置自動車対策推進事業	H23-25	府有地等において放置自動車の抑制や迅速な処理を実施		
	微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業	H23	微量PCB廃棄物の可能性のある機器の分析費用を補助(H21-H23)。実績21年度7件、22年度35件、23年度23件。		
	フェニックス埋立処分場受入調整事業	H23-25	フェニックス大阪沖埋立処分場への搬入予定廃棄物等について、排出事業者の立入検査及び受入協議会での審査を実施		
施策に要したコスト	事業のコスト(千円)	H23(決算額)	H24(決算額)	H25(見込み額)	
	本施策が主たる目的である環境関係事業 本施策が従たる目的である環境関係事業 環境以外の目的を有する事業	(26年度に記載)			
取組指標及び近年の実績(施策効果の定量評価)	取組指標	設定理由・把握方法	近年の実績		
	① 産業廃棄物の不適正処理件数	年度内の府所管区域における不適正処理事案の把握件数。	316件(H23)、307件(H24)		
副次的効果、外部効果等	①「健康で安心して暮らせる社会の構築」、「魅力と活力ある快適な地域づくりの推進」に資する。				
国等の政策、社会情勢等	①H22年改正廃棄物処理法により、排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、産業廃棄物処理業の優良化の推進、排出抑制の徹底、適正な循環的利用の確保、焼却時の熱利用の促進等を規定。 ②H28年7月までにPCB廃棄物の処理を完了することができない見通しであることから、PCB特措法による処理期間が平成39年度末まで延長(24年12月)。今後、国においてPCB廃棄物処理基本計画を改訂する予定。 ③国は「第3次循環型社会形成推進基本計画」(H25年5月)を策定。廃棄物の適正処理等を掲げる。				
点検・評価結果	①産業廃棄物については、施策は概ね想定どおり進捗している。 ②計画本文及び工程表に掲げた事業の進捗は以下のとおり。				
	事業名	進捗			
	多量排出事業者制度の評価手法の確立	☆☆ 平成23年度に多量排出事業者(製造業)からの実績報告値を用いた評価手法を策定。平成24年度より評価結果に応じ、事業者に対し適正処理等の取組を促した。			
	インターネット等による公表制度の確立	☆☆ 平成23年度より多量排出事業者の処理計画等を府ホームページにて公表			
	事業者による減量化や適正処理に向けたPDCAサイクルの確立促進	☆☆ 多量排出事業者の処理計画等をもとに、適正処理に向けた自主的な取組を促進			
	業界団体と連携した法規制等の周知徹底	☆☆ 毎年度、建設業界、製造系各種団体等に説明会を実施し、法制度等を周知〔23年度5件・24年度5件〕。適宜、建設業界団体に対して情報提供を実施。			
	電子マニフェスト普及(2015年度に非建設多量排出事業者、公共に100%)目標	☆ 多量排出事業者の加入者数 32社/188社(約17%)(平成24年9月現在)、大阪府(平成23年度加入)			
	PCB廃棄物の適正処理(H28年7月処理完了)	☆ 高圧機器処理進捗率は79%〔平成25年9月末現在〕。蛍光灯安定器等の処理体制は国において検討中。			
	アスベスト廃棄物の適正処理	☆☆ 建築物解体作業等におけるアスベスト廃棄物の適正処理の徹底を指導。			
	関係団体連携による感染性廃棄物の適正処理の徹底	☆☆ 業界団体経由で法改正等の周知文書発出、適正処理に関する説明会の開催 医師会等〔23年度7件・24年度3件〕			
	焼却施設におけるダイオキシン類対策	☆☆ 立入検査を実施し、測定等の実施や適正処理を指導。報告のあった測定結果を公表。			
	不適正処理の未然防止	☆☆ 監視パトロール及び警察との連携等による迅速な解決を実施。			
	混合廃棄物の中間処理場での分別、再資源化の徹底	☆☆ 中間処理場の立入検査を実施し、適正処理の徹底を指導。			
	進捗状況：☆☆☆計画以上の進捗/☆☆計画どおり/☆計画どおりではない				
施策・事業の改善方針等	<電子マニフェスト普及>電子マニフェストの推進主体である(公財)日本産業廃棄物処理振興センターとともに普及に努める。 <PCB廃棄物の適正処理>国の基本計画改訂を受け、府処理計画を見直し、PCB廃棄物の適正処理を進める。 (ほか、26年度に記載)				
取組指標、及び今後掲げるべき目標	(26年度に記載)				
作成担当課・G					

本作成例は、以下の前提で仮に作成したものです。本シートの記載内容は平成26年度の複数年サイクル点検評価実施時に確定します。

- 記載している社会情勢等は現時点のもの。
- 平成25年度の各事業の実績は、ほぼ年度当初の見込みどおりの実績と仮定。